

審議結果（令和 6 年度第 1 回）

審議会名称

神奈川県文化財保護審議会

開催日時

令和 6 年 7 月 30 日（火）

開催場所

神奈川県庁東庁舎 9 階教育委員会会議室（オンライン併用）

出席者【会長・副会長等】

浅見 龍介委員【会長】、鈴木 淳委員【副会長】、森谷 美保委員、藤井 雅子委員、藤井 恵介委員、内田 青蔵委員、山崎 祐子委員、安室 知委員、山本 志乃委員、長崎 潤一委員、寺前 直人委員、青木 敬委員、河潟 俊吾委員、金子 弥生委員、倉田 薫子委員（15 名）

次回開催予定日

令和 6 年 11 月頃

所属名、担当者名

教育局生涯学習部文化遺産課、齋藤

掲載形式

議事録（一部は議事概要）

議事概要とした理由

審議検討過程に関するものであるため

審議経過

（事務局）

ただ今から、令和 6 年度第 1 回神奈川県文化財保護審議会を開催いたします。

改選後最初の会議ですので、議長として議事進行を行う会長・副会長がまだ決定しておりません。会長決定まで課長の鹿島が議事を進めさせていただきます。

本日の審議会は、神奈川県文化財保護審議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づく定足数 9 名のところ、会場には 4 名、web 上では 11 名、計 15 名の委員の方に御出席いただいておりますので成立しております。

はじめに、会議の公開に関する本日の対応について確認いたします。

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱において、附属機関による会議の非公開の決定は、附属機関の長が当該会議に諮って行うものとなっています。

本日の議事につきましては、部会報告の後、協議事項が1件、報告事項が4件予定されています。これらのうち、協議事項の「県指定重要文化財の現状変更について」は、未成熟事項であることから非公開としたいと考えております。

それ以外の報告事項については、公開とし、公開の方法は傍聴としますが、このことについて、御異議等はございますでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(事務局)

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。本日は傍聴者がおりませんので、引き続き会長、副会長の選出に移ります。まず、会長の選出を行います。

文化財保護審議会条例第3条により互選による選出となっております。委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

(全委員) <意見なし>

(事務局)

御意見がないようですので、事務局の方から御提案させていただきます。浅見委員にお願いできないでしょうか。

(浅見委員)

お引き受けいたします。

(事務局)

ありがとうございます。御承諾いただきましたので、浅見委員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(事務局)

御異議がないようなので、会長は浅見委員にお願いさせていただきます。よろしくお願いします。

引き続き副会長の選出を行います。文化財保護審議会条例第3条により副会長についても、委員の互選による選出となっております。委員の皆様、御意見はございますでしょうか。

(全委員) <意見なし>

(事務局)

御意見がないようですので、事務局の方から御提案させていただきます。鈴木委員にお願いできないでしょうか。

(鈴木委員)

お引き受けいたします。

(事務局)

ありがとうございます。御承諾いただきましたので、鈴木委員に副会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(事務局)

御異議がないようなので、副会長は鈴木委員にお願いさせていただきます。よろしく願いします。それでは、以降の進行は浅見会長にお願いいたします。

(浅見会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

続いて、部会委員の指名についてですが、条例第5条により「部会に属する委員は、会長が指名する。」となっておりますが、事務局から提案はありますか。

(事務局)

ございます。事前にお送りしております、「神奈川県文化財保護審議会委員 部会別名簿(案)」が事務局の案でございます。

(浅見会長)

委員のみなさま、名簿を御確認ください。よろしければ、配布いただいている「部会別名簿(案)」のとおり指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員) <異議等なし>

(浅見会長)

御異議がないようなので、お手元の名簿(案)の(案)を消していただき、正式なものとし、会長として指名いたしますのでよろしくお願いします。

続きまして、部会長の選出に移ります。条例第5条により「部会長は、部会に属する委員の互選による。」となっております。つきましては、これから、開催する部会の中で、部会長を選出していただくようお願いいたします。

それでは、部会に進みます。事務局より案内してください。

～部会実施～

(浅見会長)

時間になりましたので、審議会を再開いたします。

各部会の部会長の選出結果と部会で話し合われた内容について、各部会長から簡単に御報告をいただきたいと思います。第1部会からお願いします

(内田委員)

第1部会の部会長に選出されました内田です。よろしくお願いします。

第1部会では、昨年度の県指定重要文化財の指定について、事務局から御報告をいただきました。また、県指定重要文化財の現状変更について、同じく事務局から説明がありました。

これら2点に関しましては、本会でも改めて事務局から詳細な説明があるとのことです。

また、今後の県指定重要文化財の指定候補案についても事務局から御説明をいただきました。

第1部会の報告は以上です。

(山崎委員)

第2部会の部会長に就任いたしました山崎でございます。よろしくお願いいたします。

第2部会では、事務局より県の無形民俗文化財に関する取組について、御報告をいただきました。

令和4年度より始まっている「飴屋踊り、万作踊り」の報告書が今年度末に発行されるということと、令和7年度以降の3ヶ年の調査について、いくつかの候補があり、それらについては、8月の委員会の中で決定される旨の報告をいただきました。

第2部会の報告は以上です。

(寺前委員)

報告いたします。1点目として、部会長の選出について、本日御欠席ではありますが、中島委員が第3部会の部会長に選出されました。本日は私が代理として報告させていただいております。

また、事務局より「外国人遊歩規程測量標石」及び「軍事に関する遺跡（戦争遺跡）」について報告がありました。これは、以前も御報告をいただいたところですが、川崎市の蟹ヶ谷地下壕に関する進捗状況についてのものです。

第3部会の報告は以上です。

(金子委員)

第4部会の部会長については、私、金子が選出されました。よろしくお願いいたします。

第4部会では、県指定天然記念物及び名勝の現状変更等について、事務局から報告がありました。

第4部会の報告は以上です。

(浅見会長)

ありがとうございます。全部会から報告がありましたが、委員の皆様から、御質問、御意見、補足等はございますか。

(全委員) <意見なし>

(浅見会長)

よろしければ、議題に入らせていただきます。協議事項の「県指定重要文化財の現状変更について」事務局から説明をお願いします。

<議事概要箇所>

○協議事項 県指定重要文化財の現状変更について

県指定重要文化財の現状変更について、事務局及び横浜市より報告がされ、協議した結果、承認された。

(浅見会長)

報告事項に移ります。報告事項ア「県指定重要文化財の指定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

報告事項ア「県指定重要文化財の指定について」御説明します。報告資料1を御覧ください。

令和6年3月19日付け神奈川県教育委員会告示第4号にて、神奈川県指定重要文化財として新規に1件が指定されました。

種別は絵画、名称は「五姓田義松作品（五姓田義松旧蔵作品群を含む）」、数量は643点、所有者は神奈川県で、神奈川県立歴史博物館が所蔵しております。なお、附として「五姓田義松史料」72点も併せて指定されました。

本件は、昨年度の第2回文化財保護審議会にて指定の諮問をさせていただき、第3回にて審議会から教育委員会へ指定の答申をいただいたものです。その後、無事指定となりましたことを御報告いたします。改めて御礼申し上げます。

なお、現在、県立歴史博物館では、2階常設展のコーナーにて、五姓田義松作品の一部を展示しております。複数回展示替えを行いながら、12月まで展示を行う予定と聞き及んでおります。皆様もお近くにお越しの際は、ぜひ御覧いただけますと幸いです。

報告事項アの説明は以上となります。

(浅見会長)

ありがとうございます。これにつきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

特にないようでしたら、次に、報告事項イ「国指定文化財の指定等について」事務局から

報告をお願いします。

(事務局)

報告資料2を御覧ください。

令和5年10月20日に開催されました国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」、「下寺尾西方遺跡群」(いずれも茅ヶ崎市)について、指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。こちらにつきましては、昨年度の第3部会で報告させていただいております。

その後、令和6年2月21日付け官報において、国史跡「下寺尾官衙遺跡群」、「下寺尾西方遺跡」について指定地の範囲を追加する旨の告示を行いました。

また、今年度令和6年6月24日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「小田原城跡」(小田原市)について、指定地の範囲を追加するよう文部科学大臣に対して答申を行いました。

従いまして、本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件(史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件)となります。詳細については、「下寺尾官衙遺跡群」、「下寺尾西方遺跡」に関し、2ページ目の追加指定地の位置図を御覧ください。中央部のやや右よりの太線内が昨年度追加指定された場所です。太い線の右側に道路がありますが、道路の右側には環濠が見つっています。それに伴って追加指定がされています。

続いて「小田原城跡」について、3ページ目の位置図を御確認いただければと思います。位置図の右下、グレーゾーンがかかっている部分が小田原城です。その北側に位置します追加指定地「百姓曲輪」、同じく西側に位置する追加指定地「総構二重外張」が今回の追加指定地となります。「百姓曲輪」につきましては、小田原城本丸から独立した出丸のような曲輪で堅堀が見つっています。同じく「総構二重外張」につきましては、小田原城総構の外郭と三の丸の堀が重なる部分で「二重」という名称となります。こちらにつきましても堀が見ついているため、追加指定を行いました。

資料の4ページ目に追加指定地の現状の写真を載せています。上段が「百姓曲輪」、下段が「総構二重外張」の写真となります。国指定史跡の追加指定の説明は以上です。

続いて、報告資料2 4ページ下部からの項番2を御覧ください。

令和6年3月以降、国登録有形文化財に係る告示が2回、答申が2回行われました。

まず、令和6年3月6日付け官報において、文部科学省は「旧石田家国府津別邸主屋」ほか14件を登録有形文化財に登録する旨の告示を行い、併せて「茅ヶ崎館長屋棟」ほか1件の登録を抹消した旨の告示を行いました。

次に、国の文化審議会は、令和6年3月15日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「旧川本家住宅主屋」ほか4件を、令和6年7月19日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「宮下家住宅主屋」ほか6件を、登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。

これらが答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財(建造物)は累計で339件と

なります。

3月6日付けで登録となった15件の詳細につきましては、令和5年度第2回文化財保護審議会にて御説明したとおりとなりますので、今回は省略させていただきます。資料5ページから10ページに掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

3月6日付けで登録抹消となった2件については、資料10ページ下段に掲載しております。茅ヶ崎館長屋棟は、茅ヶ崎市中海岸に所在する老舗旅館「茅ヶ崎館」の1棟で、広間棟、中二階棟、浴室棟と合わせて平成21年に登録されました。今回、敷地の南東に所在していた長屋棟が解体され、登録抹消となりました。

旧澤田家別荘は、横須賀市秋谷に所在した昭和初期の旧別荘で、令和4年に登録されましたが、解体され、登録抹消となりました。

続きまして、令和6年3月15日に答申となった5件について、資料を基に簡単に御説明させていただきます。11ページから御覧ください。

まず、横浜市西区西戸部町に所在する「旧川本家住宅主屋」、「内蔵」、「表門及び石垣」について御説明します。

主屋は、京浜電気鉄道の隧道開削に伴い新築した平屋建てです。内部は、廊下や部屋境の棚の配置などで各室の独立性を高めた近代的な平面となっています。寄木張床の応接室を含め、外観を和風で統一しています。繊細な意匠の建具や、随所に銘木を用いた良質な近代和風住宅です。

内蔵は、主屋の北西に接続する家財蔵です。二階建の切妻造妻入棧瓦葺で、南北棟の小規模な土蔵です。外壁は漆喰塗仕上とし、軒に鉢巻を廻しています。北面に二箇所窓を開け、庇持送には繰形を付しています。各階は一室で板敷です。隧道開削以前から存在しつつ、外観は重厚ながら主屋と良く調和した土蔵です。

表門及び石垣は、主屋玄関の東側に配した表門と、敷地東面及び北面を矩折れに区画する石垣です。緩やかな石段の上に建つ表門は、間口一間、切妻造平入棧瓦葺の袖塀付きで、屋根に起りを付しています。石垣は凝灰岩のブラフ積で、上部に低い石塀を載せます。いずれも丁寧なつくりで、屋敷の表構えを整えます。

続きまして、鎌倉市長谷に所在する「旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所」について御説明します。

大仏隧道鎌倉口に建ち、上水を加圧送水していた旧ポンプ所です。鉄筋コンクリート造平屋建てで、外壁はスクラッチタイル貼り、腰は人造石で縦長窓と単窓が並びます。内部は矩形の平面で、北寄りを二層とし、階段廻りを幾何学的意匠で飾ります。簡明な構成で、入口等、要所の意匠を凝らしています。

続きまして、鎌倉市御成町に所在する「旧鎌倉図書館」についてご説明します。

市役所東側の敷地に南面して建つ旧図書館です。木造二階建てで、外観は一、二階通しの柱形を付し、縦長窓を多用します。腰は緑青釉薬のスクラッチタイル貼り、懸魚を付した大きな切妻屋根を架けます。階段柱にはアールデコ調の意匠があらわれています。シンプルな和洋折衷の意匠が特徴的な図書館建築です。

続きまして、令和6年7月19日に答申となった7件について、資料を基に簡単に御説明させていただきます。13ページから御覧ください。まず、横浜市磯子区森に所在する「宮下家

住宅主屋」について御説明します。

国道 16 号沿いの敷地に東面して建つ旧別荘です。木造二階建てで外壁が黄土色モルタル塗仕上の洋館と、平屋の和館を L 字に配します。洋館はエンタシス付角柱を飾る玄関廻りが特徴的で、和館は箆欄間など繊細なつくりの和洋折衷住宅です。根岸湾の近代別荘開発の歴史を伝えます。

続きまして、川崎市川崎区鋼管通に所在する「北條鉄工事務所」、「原寸工場」、「旧シャーリング・製缶及びロール工場」、「クレーンヤード」、「材料置場」について御説明します。

京浜工業地帯の一角に建つ鉄工所です。事務所は、一階は鉄骨鉄筋コンクリート造りで、二・三階は鉄骨造です。三階の門型ラーメンに戦後隆盛した丸鋼のラチス梁を用います。躯体は鋼材を自在に組合せており、外壁はモルタル洗出仕上げです。高度経済成長期の工場事務所の好例です。

原寸工場は、事務所奥に接続し、鉄骨の溶接及び原寸図を作成した作業棟です。桁行 35 メートルの鉄骨造三階建て、一階は吹放ちの溶接工場です。二・三階は四周に水平窓を廻らし、採光に優れた無柱空間で、チョークなどで描く原寸図用の床が残っており、昭和期の鉄骨製図を今に伝えます。

旧シャーリング・製缶及びロール工場は、敷地東面に建つ鉄骨造りの作業棟です。切妻造セメントスレート葺の東西棟の北に南北棟を接続します。外壁は波板鉄板張です。かつて、南半西が鉄板を切断するシャーリング工場、東が溶接を行う製缶工場、北半が曲げ加工をするロール工場でした。巨大な両開き扉を吊る大規模工場です。

クレーンヤードは、道路に面し、事務所及び工場群に囲まれた、重量鉄骨の製作組立などを行う工場です。山形鋼をリベット接合した箱型ラチス梁と柱を組合せ大空間をつくり、東・南面を波板鉄板張とし、内部に天井走行クレーンを三列収容します。工場景観の要をなす地域のランドマークです。

材料置場は、事務所の北に位置する材料保管所です。鉄骨造りの平屋建てで、切妻造大波セメントスレート葺です。ビルト H 形鋼と高力ボルト接合がつくり出す大空間を波板鉄板で囲い、吹放しの西妻面から天井走行クレーンの桁を張り出す独特の外観です。事業の発展と工場建築の技術的変遷を物語ります。

最後に、横須賀市西浦賀に所在する「穴澤家住宅座敷蔵」について御説明します。浦賀港西岸に位置し、通りに東面する、旧商家の座敷蔵です。桁行 8.6 メートル、梁間 5.8 メートルで、凝灰岩を馬乗り目地で積んだ、木骨石造りの二階建て、切妻造平入の蔵です。正面全幅に深い下屋を張出し、二階座敷は吟味した良材で造作されています。近代浦賀の繁栄を物語る貴重な座敷蔵です。

報告事項イの説明は以上となります。

(浅見会長)

ありがとうございます。御質問、御意見等いかがでしょうか。特にないようでしたら、報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告事項ウ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」報告いたします。令和6年2月1日～令和6年7月15日の間に、現状変更等許可申請書を収受しました県指定史跡・名勝天然記念物の許可状況について報告いたします。報告資料3を御覧ください。

それでは史跡・名勝の現状変更等許可の状況について御説明いたします。

項番1「江ノ島」における、家屋改修に伴う現状変更です。旅館業を行うため家屋の修繕及び模様替えを行うものです。掘削を伴うものの、当該敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当せず、掘削深度が表土に収まることから地下遺構への影響は軽微であると判断されます。また、改修後の民泊施設は周囲の景観に配慮した色彩及び形状であることから、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

項番2「江ノ島」における、既存建物のリフォームに伴う現状変更です。老朽化した既存建物のリフォームを行います。なお、本現状変更は事前に許可を受けないで実施された無許可の現状変更です。掘削を伴わず、かつ当該敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないことから地下遺構への影響は軽微であると判断されます。また、リフォーム後の建物は周囲の景観に配慮した色彩及び形状であることから、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

項番3「江ノ島」における、個人住宅の新築に伴う現状変更です。現在駐車スペースとなっている空地に個人住宅を新築します。掘削を伴うものの、当該敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当せず、掘削深度が表土に収まることから、地下遺構への影響は軽微であると判断されます。また、住宅は周囲の景観に配慮した色彩及び形状であることから、景観への影響は軽微であると判断されるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

続きまして、天然記念物の現状変更等許可の状況について御説明いたします。

項番4「ギフチョウとその生息地」における、現地調査に伴う現状変更です。放蝶由来と考えられる個体が確認されたことを受けて実施している調査を行います。天然記念物の保全のため必要な調査であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番5「大磯高麗山の自然林」における、危険木の伐採等に伴う現状変更です。危険木1本の伐採及び16本の枝打ちを行います。いずれも民家や道路近傍に位置し、林の安全管理・維持管理上、必要であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番6「勝福寺と八幡神社境内の樹叢」における、サギ被害対策に伴う現状変更です。サギによる糞害等被害対策のため、サギが営巣できないよう樹木高所の剪定及び枝打ちを行います。樹叢の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番7「天神島、笠島及び周辺水域」における、第12回モニタリング調査に伴う現状変更です。消波堤周辺水域のモニタリング調査を行います。海洋環境への影響の程度を把握するための必要な調査であるなどの理由により、記載の条件をもって許可したものです。

項番8「海老名の大櫓」における、支柱交換・剪定及び枯損枝の剪定に伴う現状変更です。南側の繁茂部分は既存の支柱を撤去し新たな支柱へ交換の上、北側は高所での枯損枝の剪定を行います。樹木の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。なお、本件については、令和5年度第2回神奈川県文化

財保護審議会において、文化財保護審議会第4部会 鈴木部会長に事前御確認をいただいています。

項番9「早雲寺林」における、樹木2本の剪定に伴う現状変更です。てんぐ巢病に罹患しているサクラ及びツバキの剪定を行います。樹叢の安全管理・維持管理上必要な作業と判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番10「東高根のシラカシ林」における、維持管理作業に伴う現状変更です。維持管理作業としてモウソウチク、シュロ等の除去、枯損木の処理及び枯枝除去、ナラ枯れ防止トラップの設置を行います。樹叢の安全管理・維持管理上必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番11「日向薬師の寺林」における、ナラ枯れ被害対策に伴う現状変更です。29本の対象樹木について殺菌剤を注入し、作業範囲の下草刈りを行います。なお、本現状変更は事前に許可を受けずに実施された無許可の現状変更です。樹叢の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されることから、記載の条件をもって許可したものです。

項番12「浄見寺の寺林」における、危険木の剪定に伴う現状変更です。令和5年度の樹木調査により、枝折れ、倒木等の危険があると診断された墓所に近い16本の樹木の剪定を行います。樹叢の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されるため、記載の条件をもって許可したものです。

項番13「神奈川県立小田原高等学校の樹叢」における、樹木の枝打ち及び伐採に伴う現状変更です。枝葉が民地に飛び出した樹木1本の剪定及び、倒木の危険のある樹木1本の伐採を行います。樹叢の安全管理・維持管理上、必要な作業であると判断されるため、記載の条件をもって許可したものです。

説明は以上となります。

(浅見会長)

ありがとうございます。このことについて、御質問、御意見等いかがでしょうか。特にないようでしたら、報告事項エ「県指定文化財の現状変更等許可の状況について」事務局から報告をお願いします。

(事務局)

報告事項エ「県指定天然記念物及び名勝の現状変更について」報告いたします。報告資料4を御覧ください。

本件は、神奈川県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」に係る無許可現状変更につきまして、「1 経緯」に記載のとおり、事業者である湘南漁業協同組合が許可条件に基づき、第11回目及び第12回目のモニタリング調査を実施し、調査報告書を提出したことを受け、県教育委員会が行った対応について報告するものです。

「2 県教育委員会の対応」を御覧ください。第11回調査報告書の提出を受けて開催した令和5年度第4回及び、第12回調査報告書、総合報告書の提出を受けて開催した令和6年度第1回モニタリング調査報告検討委員会にて協議を行ったところ、第11回及び第12回調査結果につきまして、ア、イに記載のとおり、今回の調査でも、工事によって当該水域におけ

る天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかったことが確認されました。

3年間の調査結果につきましては、ウに記載のとおり

- ・ 3年間の調査結果を通じて、工事による当該水域の天然記念物及び名勝について、将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかった。
- ・ 本調査は改変前の環境情報がないため比較はできないものの、改変後の調査結果から環境はほぼ安定していると言える。
- ・ 本件の原因は、当該地域における無許可現状変更行為にあり、行政間で情報が共有されていれば防げることもあるため、関係部局との連携に努めるよう要請する。

以上の内容が確認されました。

最後に「3 再発防止に向けた今後の対応」としまして、記載のとおり3点を挙げさせていただきます。

一つ目として、本事案対応のために設置した県・市等連絡会議を解散せずに存置し、引き続き関係者間での情報共有に取り組んでまいります。

二つ目は、他の市町村で同様の事案が生じないよう、県指定天然記念物及び名勝の所有者・管理責任者に、定期的に注意喚起を行ってまいります。

三つ目は、県・市町村文化財主管課長会議等の機会を通じて、無許可の変更行為が行われないよう、各自治体内において関係部署と情報共有を図るよう働きかけていきます。

許可条件である3年間のモニタリング調査が終了しましたため、本件についての御報告は今回で最後となります。委員の皆様におかれましては、3年間にわたり御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。以上で報告を終わります。

(浅見会長)

ありがとうございました。このことについて、御質問、御意見等いかがでしょうか。ないようですので、以上で予定していた議題については、終了いたしました。

次に「その他」ですが、委員の皆様方から何かありますか。

特にないということで、事務局からは何かありますでしょうか。

(事務局)

次回の日程をお決めいただければと思います。

(浅見会長)

事務局に案はありますか。

(事務局)

11月上旬から中旬、会場は横浜市内で開催させていただくということでいかがでしょうか。

(浅見会長)

事務局から、今回は11月上旬から中旬に開催という提案が出ましたがいかがでしょうか。

(全委員) <異議なし>

(浅見会長)

それでは、この日程で事務局より調整していただきます。

(事務局)

後日、事務局より日程調整の御連絡を差し上げますので、御協力の程よろしく願いいたします。

(浅見会長)

それでは、令和6年度第1回神奈川県文化財保護審議会は、これをもちまして閉会いたします。お疲れ様でした。